

議案第 27 号

多可町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

多可町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

多可町道路占用料徴収条例（平成 17 年 11 月 1 日条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

別表アを次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用料の額

占用物件		区分	単位	占用料 (円)	
法第 32 条第 1 項 第 1 号に掲げる 工作物	電柱及び支線柱	年額	1 本	1,600	
	電話柱及び支線柱	年額	1 本	930	
	その他の柱類	年額	1 本	72	
	電気事業者による電気通信事業者への 共架柱(本数計算)	年額	1 本	930	
	電気通信事業者による電気事業者への 共架柱(本数計算)	年額	1 本	390	
	共架電線その他上空に設ける線類(延 長計算)	年額	1 m	10	
	地下電線その他地下に設ける線類	年額	1 m	5	
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	年額	1 個	1,400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1 個	600	
	広告塔	表示面積	年額	1 m ²	4,400
	その他のもの	占用面積	年額	1 m ²	1,400
法第 32 条第 1 項 第 2 号に掲げる 物件	水管、下水道 管、ガス管そ の他これに 類するもの	外径が 0.2 メートル未 満のもの	年額	1 m	72
		外径が 0.2 メートル以 上 0.4 メートル未満の もの	年額	1 m	190
		外径が 0.4 メートル以 上 1 メートル未満のも の	年額	1 m	480
		外径が 1 メートル以上 のもの	年額	1 m	950

法第 32 条第 1 項 第 4 号に掲げる 施設	日よけ、雨よけアーケードその他これらに類するもの	年額	1 m ²	1,400	
法第 32 条第 1 項 第 5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路	年額	1 m ²	2,900	
	地下に設ける通路	年額	1 m ²	1,500	
法第 32 条第 1 項 第 6 号に掲げる 施設	露店、商品置場 その他これらに 類する施設	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設ける もの	日額	1 m ²	47
		その他のもの	月額	1 m ²	440
政令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチで ある物を除く）	一時的に設けるも の	月額	1 m ²	440
		その他のもの	年額	1 m ²	4,400
	標識		年額	1 本	1,100
	旗ざお	一時的に設けるも の	日額	1 本	47
		その他のもの	月額	1 本	440
	幕（第 7 条第 4 号に掲げる工事 用施設であるも のを除く）	一時的に設けるも の	日額	1 m ²	47
		その他のもの	月額	1 m ²	440
	アーチ	車道を横断するも の	月額	1 基	4,400
		その他のもの	月額	1 基	2,200
	政令第 7 条第 2 号に掲げる工作 物	太陽光発電設備及び風力発電設備	年額	1 m ²	1,400
政令第 7 条第 4 号及び第 5 号に 掲げる物件	工事用板囲い、足場及び工事用材料置 場その他これに類するもの、土石、竹 木、瓦その他の工事用材料	月額	1 m ²	440	
その他のもの		前各号に準じて町長が別 に定める。			

別表イを削る

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

多可町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(下線は、改正部分)

現行				改正						
表 (第2条関係) ア 占用料の額				表 (第2条関係) 占用料の額						
占用物件	区分	単位	占用料 (円)	占用物件	区分	単位	占用料 (円)			
電柱 (支線、支柱を含む)	年額	1 本	1,600	法第 32 条第 1 項第 1 号に 掲げる工作物	電柱及び支線柱	年額	1 本	1,600		
電話柱 (支線、支柱を含む)	年額	1 本	930		電話柱及び支線柱	年額	1 本	930		
					その他の柱類	年額	1 本	72		
					電気事業者による電気通信 事業者への共架柱 (本数計 算)	年額	1 本	930		
					電気通信事業者による電気 事業者への共架柱 (本数計 算)	年額	1 本	390		
					共架電線その他上空に設け る線類 (延長計算)	年額	1 m	10		
					地下電線その他地下に設け る線類	年額	1 m	5		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	年額	1 個	1,400		変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	年額	1 個	1,400		
					郵便差出箱及び信書便差出 箱	年額	1 個	600		
					広告塔	表示面積	年額	1 m ²	4,400	
				その他 のもの	占用面積	年額	1 m ²	1,400		
水管、下水道管、 ガス管その他これ	外径が 0.2 メートル未満 のもの	年額	1 メー トル	72	法第 32 条第 1 項第 2 号に	水管、下 水道管、	外径が 0.2 メー トル未満のもの	年額	1 m	72

現行					改正					
に類するもの	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	年額	1 メー トル	190	掲げる物件	ガス管 その他 これに 類する もの	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	年額	1 m	190
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの	年額	1 メー トル	480			外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの	年額	1 m	480
	外径が 1 メートル以上の もの	年額	1 メー トル	950			外径が 1 メートル以上 のもの	年額	1 m	950
日よけ、雨よけアーケードその他これらに類するもの		年額	1 平 方メー トル	1,400	法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	日よけ、雨よけアーケードその他これらに類するもの		年額	1 m ²	1,400
					法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路		年額	1 m ²	2,900
						地下に設ける通路		年額	1 m ²	1,500
					法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日額	1 m ²	47
							その他のもの	月額	1 m ²	440
					政令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチである物を除く）	一時的に設けるもの	月額	1 m ²	440
							その他のもの	年額	1 m ²	4,400
標識、その他これに類するもの		年額	1 本	1,100	標識		年額	1 本	1,100	
					旗ざお		一時的に設けるもの	日額	1 本	47
							その他のもの	月額	1 本	440

現行				改正				
				幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	一時的に設けるもの	日額	1 m ²	47
					その他のもの	月額	1 m ²	440
			アーチ		車道を横断するもの	月額	1 基	4,400
					その他のもの	月額	1 基	2,200
				政令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	年額	1 m ²	1,400
板囲い、足場及び材料置場等	月額	1 平方メートル	440	政令第7条第4号及び第5号に掲げる物件	工事中板囲い、足場及び工事中材料置場その他これに類するもの、土石、竹木、瓦その他の工事中材料	月額	1 m ²	440
その他のもの	前各号に準じて町長が別に定める。			その他のもの			前各号に準じて町長が別に定める。	
イ 二次占用料の額 (1) 電気通信事業者が、電気事業者の電柱に電線を添加する場合には、電気通信事業者から二次占用料として、電柱1本につき年額390円を徴収する。 (2) 電気事業者が、電気通信事業者の電話柱に電線を添加する場合には、電気事業者から二次占用料として、電話柱1本につき年額930円を徴収する。								